



官 企 4 - 38  
官 情 3 - 27  
官 税 1 - 91  
課 個 4 - 50  
課 法 11 - 35  
徴 管 2 - 96  
令和3年11月9日

日本税理士会連合会  
会長 神津 信一 殿

国 税 庁 長 官

令和3年分所得税の確定申告に向けたe-Taxによる申告等の周知について  
(協力依頼)

税務行政につきましては、平素より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

税務行政のデジタル化の推進や、新型コロナウイルス感染症など最近の社会情勢の変化等を踏まえ、以下の事項について、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 自宅からのe-Taxに関する会員等への周知のお願いについて

例年、確定申告期には各地の税務署が運営する確定申告会場を多数の納税者が訪れており、令和3年分確定申告期においても、前年に引き続き、換気・消毒の徹底や社会的距離の確保といった基本的な感染防止策等に加え、自宅からのe-Taxによる申告を広く呼び掛けて来場者の削減を試みる等の取組を実施し、新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減に努める予定です。

貴会におかれては、職場内の感染リスク軽減のためにも、各税理士会及び各支部の税理士の皆様の従業員に対し、確定申告等を行う際には、確定申告会場へ赴くことなく、自宅からe-Taxを利用した申告手続等を行っていただくよう周知をお願い申し上げます。

なお、令和3年分確定申告に向けては、特にマイナンバーカードやスマートフォンを利用した申告の利便性が更に向上する予定ですので、周知に当たっては、別添1及び別添2を活用いただき、自宅からのe-Taxによる申告を積極的に周知いただくようお願い申し上げます。

(具体的な周知方法の例)

- ・ 従業員用のポータルサイトへの掲載やメールによる所属職員に対する周知
- ・ 食堂等の従業員が集まる場所への掲示
- ・ 源泉徴収票の交付時に併せた周知

別添1 「申告書の作成・送信は国税庁ホームページから」

([https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r3\\_smart\\_shinkoku/pdf/01.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r3_smart_shinkoku/pdf/01.pdf))

別添2 「令和3年分確定申告からさらに広がる自動入力」

([https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r3\\_smart\\_shinkoku/pdf/03.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r3_smart_shinkoku/pdf/03.pdf))

## 2 マイナンバーカードの積極的な取得及び利活用の周知について

政府全体として、マイナンバーカードの積極的な取得及び利活用の促進に取り組んでいるところ、マイナンバーカードを利用した e-Tax による確定申告や、マイナポータル連携を活用した年末調整・確定申告手続は、マイナンバーカードの利活用促進の観点からも重要でありますので、従業員への積極的な周知について、御理解・御協力をお願い申し上げます。

なお、マイナポータル連携を行うためには、マイナンバーカードの取得が必要になります。また、今後、マイナポータル連携により自動入力される情報は順次拡大され、年末調整・確定申告手続が更に簡便化されますので、マイナンバーカードの取得促進についても御協力をお願い申し上げます。

加えて、本年10月20日から、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始されました。マイナンバーカードの取得及び利活用の周知と併せて健康保険証の利用登録の周知についても御協力をお願い申し上げます。

## 3 年末調整手続の電子化の促進への御協力をお願いについて

国税庁では、年末調整の一連の手続をデータ処理することにより、勤務先・従業員双方の年末調整に係る事務負担の軽減が期待されることから、年末調整手続の電子化を推進しており、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(従業員が年末調整申告書を作成するソフトウェア。以下「年調ソフト」という。)の無償提供、マイナポータル連携(保険料控除証明書等をマイナポータル経由で電子データとして一括入手し、各種申告書に自動入力できる仕組み。)の導入を行っているところです(別添3)。

また、この年末調整手続の電子化については、国税庁ホームページ内に「年末調整手続の電子化に向けた取組について」ページを設け、電子化の導入方法や年調ソフトの使用方法に関するパンフレットを掲載して周知・広報にも取り組んでいます。

つきましては、年末調整手続の電子化によるメリットを享受していただけるよう、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様に対しましても、年末調整手続の電子化について周知いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。また、各税理士の皆様にあつては、顧問先の方々に対しましても、当該周知を行っていただきますようお願い申し上げます。

#### 4 キャッシュレス納付の利用拡大

国税庁では、納税者の利便性の向上と現金管理等に伴う社会全体のコストを削減する観点から、令和7（2025）年度までにキャッシュレス納付割合を4割程度とすることを目指しております。このキャッシュレス納付には、ダイレクト納付やインターネットバンキングといった電子納税、振替納税、クレジットカード納付があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、非対面の納付手段であるキャッシュレス納付の利用を推奨しており、より多くの方に利用いただけるよう、各税理士会及び各支部の税理士の皆様への積極的な周知をお願い申し上げます。また、各税理士の皆様にあつては、顧問先の方々に対しましても、当該周知を行っていただきますようお願い申し上げます。

別添4 「キャッシュレスで国税の納付ができます！」

(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/r02/201020.pdf>)

#### 5 税務手続のオンライン（e-Tax）利用の推進について

国税庁においては、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、これまでも、オンライン（e-Tax）の利用を推進してきたところです。

e-Tax を利用することで、手続いただく皆様の利便にもつながります。所得税確定申告の自宅からの e-Tax やキャッシュレス納付以外の手続についても、各税理士会及び各支部の税理士の皆様が、積極的に e-Tax をご利用していただくよう、御協力をお願い申し上げます。また、各税理士の皆様にあつては、顧問先の方々に対しましても、当該周知を行っていただきますようお願い申し上げます。

御不明な点につきましては、下記の連絡先までお問い合わせください。

##### 【連絡先】

自宅からの e-Tax に関する会員等への周知のお願い  
国税庁 個人課税課 監理第一係 松葉  
03-3581-4161（内線 3790）

マイナンバーカードの取得及び利活用の周知について  
国税庁 企画課 企画第三係 園田  
03-3581-4161（内線 3471）

年末調整手続の電子化に向けた取組についてのページ  
及び年末調整手続の電子化の促進  
国税庁 法人課税課 源泉監理第二係 奥村  
03-3581-4161（内線 3545）

キャッシュレス納付の利用拡大  
国税庁 管理運営課 監理第一係 菅  
03-3581-4161（内線 3757）

税務手続のオンライン（e-Tax）利用の推進について  
国税庁 情報技術室 企画係 赤塚  
03-3581-4161（内線 3617）

# ご自宅からのe-Tax申告のご案内 (別添1)

## 申告書の作成・送信は 国税庁ホームページ から



確定申告



### 確定申告書等作成コーナーなら 自宅でいつでも申告♪

書き方や計算が分からない…



入力がめんどろ…



会社が休めない…



## 自動計算

画面の案内に沿って入力  
すれば税額まで自動計算



## 自動入力

マイナポータル連携や  
過去の申告データ  
を利用して自動入力



## 自宅から

マイナンバーカード  
とスマホでe-Tax!



## さらに！e-Taxなら早期還付されます

## 相談はチャットボットや電話でもできます！

### ▶ チャットボットでの相談

※令和4年1月上旬公開予定



税務職員ふたば

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

### ▶ お電話での相談

e-Taxの使い方  
(操作方法等)

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク  
(全国一律市内通話料金)

**0570-01-5901**

申告書の作成に  
当たってのご不明点等

所轄の税務署へお電話ください



国税庁 法人番号7000012050002

(裏面もご覧ください)

# 令和3年分（令和4年1月以降）からはさらに便利に！

## ICカードリーダーライター無しでe-Tax！

パソコンの画面に表示された2次元バーコードをスマホ（マイナンバーカード読取対応）で読み取れば、**マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます！**

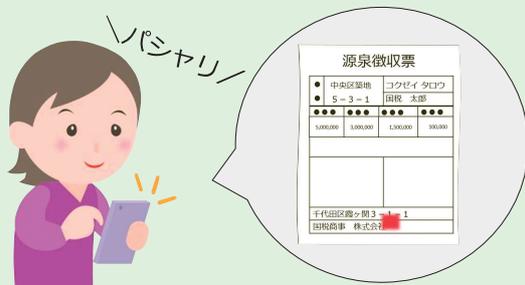
※ WindowsのMicrosoft Edge、Google Chrome、macOSのSafari、いずれにも対応。

ICカードリーダーライター  
がなくてもOK



## スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、**金額や支払者情報などが自動で入力されます！**



## スマホ専用画面の対象範囲が拡大

### スマホ専用画面の対象範囲 (NEW は令和4年1月から対応予定)

#### 【対象所得】

- 給与所得
- 雑所得
- 一時所得
- 特定口座年間取引報告書 **NEW**  
(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)
- 上場株式等の譲渡損失額（前年繰越分） **NEW**

#### 【各種控除等】

- すべての所得控除
- 政党等寄附金特別控除
- 災害減免額
- 外国税額控除 **NEW**
- 予定納税額
- 本年分で差し引く繰越損失額

## 確定申告書の作成方法は動画でチェック！

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの動画をご案内しています

動画で見る確定申告



・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。  
・Google Chromeの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。  
・Windows、Microsoft Edgeの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。  
・macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。

# 確定申告 × マイナポータル

## 自動入力対象が拡大 (注1、2、3)

ふるさと納税

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

生命保険

地震保険

医療費 (注4)

令和3年分確定申告から  
さらに広がる自動入力！



**注1** 自動入力するためには、裏面の事前設定が必要となります。

注2 自動入力可能な証明書等は発行元がマイナポータル連携に対応している必要があります。国税庁HPの「マイナポータル連携特設ページ」でご確認ください。

マイナポータル連携  
特設ページはこちら

注3 令和3年分確定申告から、ふるさと納税及び地震保険もマイナポータル連携の対象になります。

注4 医療費について、令和3年分の確定申告では、令和3年9月～12月分の**医療費通知情報（保険診療分）**が令和4年2月上旬にマイナポータルから取得可能となる予定です（令和4年分以降は1年間を通した医療費通知情報（保険診療分）が取得可能となる予定です。）。



今後、自動入力対象をさらに拡大していく予定です。

# ～マイナポータル連携を行う前の事前設定～

## STEP 1

### マイナンバーカードの取得

マイナンバーカードの取得申請はこちら



## メリットいっぱい！マイナンバーカード

コンビニで各種証明書が取得できる

本人確認書類になる！

健康保険証と一体化予定  
【令和3年10月～本格運用】

運転免許証と一体化予定  
【令和6年度末】

## STEP 2

### マイナポータルの開設

「マイナポータルサービス」にアクセス！

マイナポータルの開設はこちら



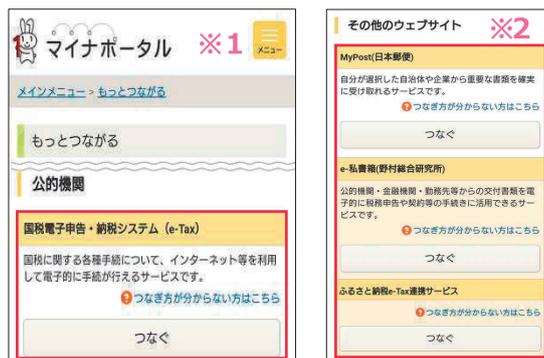
## STEP 3

### マイナポータルの「もっとつながる」設定

マイナポータルの「もっとつながる」メニューからマイナポータルとe-Tax（※1）及び民間送達サービス（※2）をつなぎます。



マイナポータル「もっとつながる」メニュー画面



## STEP 4

### 証明書等の発行元と民間送達サービスをつなぐ（連携）設定

- ① 証明書等の発行元（例：ふるさと納税のポータル事業者等）がマイナポータル連携に対応していることと、どの民間送達サービスを利用しているか確認します。
- ② 発行元のサイトから民間送達サービスと連携するための手続を行います。  
手続方法は上記STEP3の民間送達サービスから一連の流れで行えます（発行元が対応している場合）。  
ご不明な場合は、発行元にお問い合わせください。

マイナポータル連携可能な証明書等発行元一覧はこちら



## STEP 5

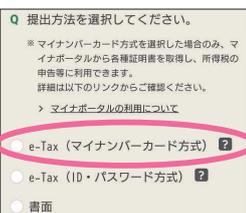
### 確定申告書等を作成

確定申告



確定申告書等作成コーナーへ

スマートフォン画面



パソコン画面



- ・各種設定には、マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン（又はiCカードリーダー）が必要です。
- ・控除証明書等データがマイナポータル経由で取得可能となるには、STEP4の設定後、数日要する場合があります。
- ・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

## 年末調整手続の電子化について ～実施方法検討編～

### どんな準備が必要？

年末調整手続の電子化に向けた勤務先における具体的な準備は、①実施方法の検討、②従業員への周知、③給与システムの改修等（次ページ案1、案2の場合のみ）があります。このパンフレットでは、このうち①実施方法の検討についてお知らせします（②については「従業員周知編（勤2）」③については「システム改修編（勤3）」をご覧ください。）。

### ① 実施方法の検討

年末調整手続の電子化に向けては、

- ・ どこまで電子化するか（完全電子化か、まずは一部のみ電子化するか）
- ・ 電子化に当たり、どのシステムを利用するか（国税庁の年調ソフトか、民間の年末調整システムか）
- ・ 従業員が年末調整の書類を作成するのに、勤務先のPC等を利用するのか、各自のPC、スマートフォンを利用するかなどをまず決めていきます。

### ○ どこまで電子化するか(完全電子化か、まずは一部のみ電子化するか)

完全電子化した場合、年末調整はこのように変わります

	書面での年末調整の悩み	電子化した場合
用紙配付	【勤務先】 ・ 従業員に年末調整の用紙を人数分印刷・配付 ・ 遠隔地にいる従業員には郵送などが必要	<b>用紙配付不要！</b> 従業員に年調ソフトを取得し、年末調整の書類をデータで提供するように依頼します。
控除申告書の作成・提出	【従業員】 ・ 氏名など、毎年同じ内容を手書き ・ 記載方法が少しずつ変わり、書き方が分からない	<b>便利な入力補助機能・ヘルプデスク！</b> 年調ソフトの入力支援機能に従い控除申告書を作成することにより、従業員からの問合せ等が減少することが見込まれます。 また、年調ソフトの使い方が分からない場合などはヘルプデスクに質問することもできます。
	【勤務先】 ・ 従業員からの記載方法に係る問合せ対応に忙殺	
	【従業員】 ・ 保険料控除証明書などの亡失リスク ・ 保険料控除証明書などの各項目を転記 ・ 控除額の計算が大変	<b>控除額等の記入・計算が不要！</b> 控除証明書等データをインポートすることにより自動入力、控除額の自動計算ができます。 ※マイナポータル連携を利用することにより複数の控除証明書等データの一括取得ができます。
チェック・検算	【従業員】 ・ 遠隔地にいる従業員は作成した書類を郵送 ※記載誤りがあれば再提出が必要な場合も	<b>給与担当者にメール等で提出！</b> 訂正が必要となった場合もデータを修正して再提出すればよいので、書類のやり取りが不要になります。
	【勤務先】 ・ 添付書類の転記が正しいか確認	<b>控除証明書チェック不要！</b> 従業員が控除証明書等データをインポートすることにより自動入力されているので、確認が不要です。
	【勤務先】 ・ 記載された控除額について検算	<b>控除額の検算不要！</b> 年調ソフトで控除額を自動計算しているため、検算不要です。
保管	【勤務先】 ・ 控除額を一人分ずつ給与システムに入力	<b>給与システムへの手入力不要！</b> 従業員に控除申告書をデータで提供させ、給与システム等にインポートします。 (給与システムの改修等が必要です)
	【勤務先】 ・ 提出された控除申告書は7年間保存する必要	<b>保管コスト削減！</b> データで提供されるため、紙の保管に要するスペースが削減できます。



Q：完全電子化できなかったとしても効率化できる箇所はありますか？  
 A：年末調整手続を完全に電子化することが難しい場合でも、一部を電子化することで効率化できる部分もあります。詳しくは以下をご覧ください。

## 年末調整手続の電子化実現案

		① 従業員の控除証明書等の取得方法	
		データ取得	ハガキ等取得
② 提供(提出)方法	データ提供	<b>完全電子化！</b> 案 1 データ取得・データ提供	案 2 ハガキ取得・データ提供
	印刷提出	案 3 データ取得・印刷提出	案 4 ハガキ取得・印刷提出
	手書き提出	【書面(手書き)での年末調整】	

### 案 1 従業員がデータで取得・システムで作成したデータを提出（完全電子化）



### 案 2 従業員がハガキ等で取得・システムで作成したデータを提出



### 案 3 従業員がデータで取得・印刷した書面を提出



### 案 4 従業員がハガキ等で取得・印刷した書面を提出



前ページの案ごとの利便性向上内容 (○…効率化 △…一部のみ効率化 ×…従来通り)

電子化した場合のメリット		実施方法案			
		案1	案2	案3	案4
配用紙	用紙配付不要	○	○	○	○
控除申告書の作成・提出	便利な入力補助機能	○	○	○ <sup>※</sup>	○
	控除額等の記入・計算が不要	○	△ (控除額は自動計算)	○	△ (控除額は自動計算)
	給与担当者にメール等で提出	○	△ (控除証明書等は郵送)	×	×
チェック・検算	控除証明書チェック不要	○	×	△ (転記は確認不要)	×
	控除額の検算不要	○	○	○	○
	給与システムへの手入力不要	○	○	×	×
保管	保管コスト削減	○	△ (控除証明書等のみ書面で保管)	×	×

※ データで取得した控除証明書等は、従業員に「QRコード付き控除証明書」を作成・提出してもらう必要があります。

## 用語の解説

### マイナポータル連携

マイナポータル連携とは、従業員が年末調整控除申告書データの作成中に、保険料控除等で使用する控除証明書等データを、マイナポータル経由で一括取得する機能のことです。

- ※ 1 マイナポータル連携を行うためには保険会社等がマイナポータル連携に対応している必要があります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
- 2 マイナポータル連携の方法については、パンフレット「マイナポータル連携編（従2）」をご覧ください。

マイナポータル連携  
特設ページ



マイナポータル連携  
対応保険会社等



### QRコード付控除証明書

QRコード付控除証明書とは、保険会社等から交付された電子的控除証明書を利用して、e-Taxホームページの「QRコード付証明書等作成システム」により作成したQRコード付の控除証明書（PDFファイル）を出力した書面のことをいいます。

従業員が控除証明書をデータで入手したが、給与システム等がデータインポートできない場合に、印刷して証明書として利用できます。

詳しくはe-Taxホームページ「QRコード付証明書等作成システム」をご覧ください→

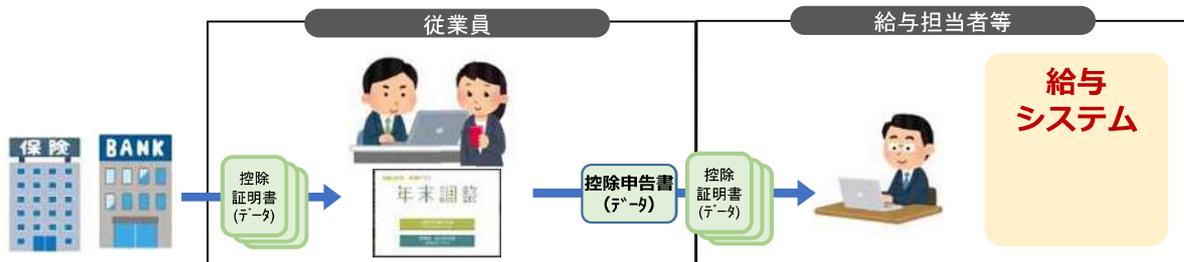


※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## ○ 電子化に当たり、どのシステムを利用するか

### 案1又は案2で実施する場合

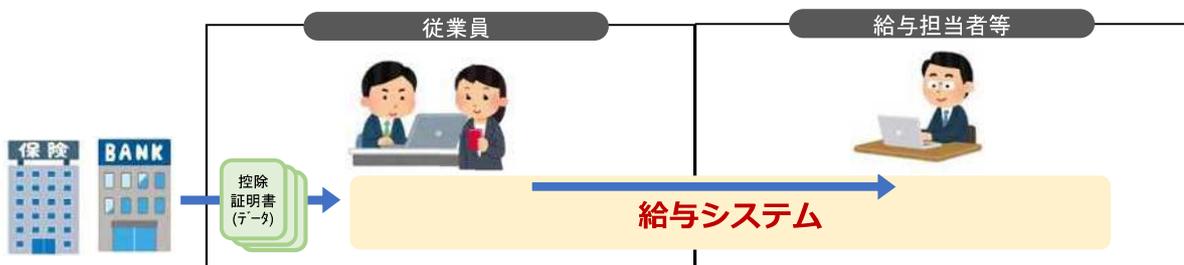
#### A 年調ソフトを利用



メリット・・・従業員が年末調整申告書を作成する機能について、無料で利用することができます。また、マイナポータル連携機能についても標準で搭載しています。

※ご利用の給与システム等が「年調ソフト」からの出力データに対応している必要がありますので、当該給与システム等のベンダーにご確認ください。

#### B 民間のシステム等を利用



案1、2で電子化を実施する場合は、年調ソフトを利用するか、民間の年末調整申告書作成機能対応の給与システムを利用するか検討します。

メリット・・・（ご利用されるシステムの機能によりますが、）年末調整申告書の作成から年税額の計算まで同一のシステム内で実施するため、事務効率化効果がさらに高くなることが見込めます。

なお、自社のシステム部門やシステム子会社等が開発した給与システム等をご利用の場合のシステム改修項目については、「システム改修編（勤2）」をご覧ください。

### 案3、案4で実現する場合

従業員が年末調整申告書を作成するパソコン、スマートフォン等に「年調ソフト」を導入します。

従業員には、作成した年末調整申告書を印刷して提出していただきます。

なお、「年調ソフト」から出力した年末調整申告書は、国税庁ホームページに掲載している扶養控除等申告書などの様式と異なりますが、法令上問題はありません。

## ○ 従業員が勤務先のPC等で作成するか、各自のPC、スマートフォン等で作成するか

年調ソフトを利用して、年末調整の書類を従業員が作成する際に、勤務先のPC等を利用する場合は、勤務先のPC等に年調ソフトをインストールする必要があります。また、マイナポータル連携を行うためのICカードリーダーなど必要となります。

年調ソフトは、1台のPCにインストールすれば、複数人で利用することも可能ですので、「一人一台PCがない」という場合であっても利用することができます（ICカードリーダーも同様に一人一台でなくても電子化には支障ありません。）。

なお、社内ネットワークなどを構築し、セキュリティ対策等を実施している場合は、セキュリティ面の留意事項について「導入時セキュリティ編（勤3）」にまとめていますのでご覧ください。



国税庁  
(法人番号7000012050002)

# キャッシュレスで国税の納付ができます！

## ◎キャッシュレス納付

- ・ 国税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口に行く必要がなく、②自宅や事務所などから納付手続きが可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。
- ・ 国税庁では次のとおり便利な納付の手続きをご用意しておりますので、この機会に是非「キャッシュレス納付」のご利用をお願いします。

## ◎キャッシュレス納付手段

### ① ダイレクト納付



**【こんな方におススメ】**  
e-Taxで申告されている方、源泉所得税など頻繁に納付手続きをされている方

- 【納付方法】**  
パソコンやスマホから簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付
- 【事前手続】**  
e-Taxの開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出

### ② 振替納税



**【こんな方におススメ】**  
申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を毎年提出する必要がある方

- 【納付方法】**  
預貯金口座から自動的に引落とし
- 【事前手続】**  
振替依頼書の提出  
※令和3年1月からe-Taxによる提出が可能になります。

### ③ インターネットバンキング

- 【納付方法】**  
インターネットバンキング等による納付
- 【事前手続】**  
e-Taxの開始届出書の提出、インターネットバンキングの契約

### ④ クレジットカード納付

- 【納付方法】**  
「国税クレジットカードお支払サイト」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付手続
- ※ 納税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は国の収入になるものではありません）。